

大阪工業大学大学院知的財産研究科知的財産専攻に対する認証評価結果

I 認証評価結果

評価の結果、大阪工業大学大学院知的財産研究科知的財産専攻(知的財産専門職大学院)は、本協会の知的財産専門職大学院基準に適合していると認定する。

認定の期間は2024(平成36)年3月31日までとする。

II 総評

大阪工業大学大学院知的財産研究科知的財産専攻は、「知的創造サイクル」すなわち「知」の創造・保護・活用に関わる広範で多様な職業を知的財産の職業領域と捉え、それを担うことができる知的財産人材の育成というわが国の知的財産立国政策に基づく社会の要請に呼応し、知的財産分野の高度な専門職業人の育成を目的として2005(平成17)年4月に設置された。また、「イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門職業人を養成」という目的を掲げ、我が国唯一の知的財産専門職大学院として、知的財産専門人材が備えるべき知識・能力を、「法的観点」「実務的/技術的な観点」「国際的な観点」「ビジネス的な観点」という4つの観点から幅広く捉え、「イノベーション支援人材」「グローバル知財人材」「知財マネジメント人材」(そして完成形の「オールラウンド人材」)の人材像を設定している。

特色ある教育としては、早期進学制度の積極的な実施、留学生の受け入れ及び国際交流の機会の付与のような試みが行われている。その結果として、就職内定率の高さ、グローバル人材の育成への寄与という点から特筆され、修了生が就職した企業等からも高く評価されている。

他方、以下のような問題点が存在する。すなわち、1年間に履修登録できる単位数の上限が修了要件と同じ40単位であること、シラバスにおける評価方法(評価の視点や割合)が明示されていない科目が存在すること、専任教員間の授業担当時間に大きな偏りが存在することである。これらの点については改善に努めることが望まれる。

また、学内における各種のハラスメントに関する相談体制は整備されているものの、被害の申立てや救済に関する具体的な手続や基準に関する規程はなく、不透明であるため、具体的かつ適切な規程の整備に努めることが望まれる。さらに、研究科独自の自己評価委員会が設置されているものの、活動実態は、教員による授業参観の企画・実施にとどまっており、実質的な自己点検・評価に関する活動は、他の委員会等により行われ

ているため、各種委員会の規程に沿った運用が行われるよう、改善が望まれる。

知的財産研究科は、我が国において唯一の知的財産専門職大学院として知的財産分野の専門人材の育成に努めていることは明らかであるが、一方で創設されて以来 10 年以上経過しており、その間の社会経済環境の変化に伴い、知的財産を取り巻く環境も変化し、社会で求められる知的財産専門分野の高度専門職業人の人材像も変容していることを踏まえて、環境変化に対応しつつ、より魅力ある教育を提供していく施策を望みたい。

最後に、今後も継続して自己点検・評価に取り組み、特色・長所を伸長し、引き続きわが国の知的財産人材の育成・輩出に貢献されることを期待する。

III 知的財産専門職大学院基準の各項目における概評及び提言

1 使命・目的

(1) 知的財産専門職大学院基準の各評価の視点に関する概評

1-1 目的の設定及び学則等への明記

目的として、「大阪工業大学大学院学則」第 1 条 2 項に「専門職大学院は、学術の理論およびその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする」と定め、専門職大学院として一般的な目的を明確にしたうえで、同学則第 3 条 5 項において、「知的財産研究科は、専門職課程として、イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門職業人を養成しようとするものである」と定めている。

この規定により、目的は「イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門職業人を養成すること」であることが学則において明確にされている（点検・評価報告書 1 頁、大阪工業大学ホームページ、資料 1-1 「2017 年度大学院便覧（大阪工業大学大学院学則）」）。

1-2 目的の適切性

目的は、知的財産基本法第 7 条、21 条、22 条に規定されている、知的財産に関する教育や人材育成等の趣旨及び専門職大学院設置基準の規程による専門職学位課程の目的に適ったものであると判断できる（点検・評価報告書 2 頁、大阪工業大学ホームページ、資料 1-1 「2017 年度大学院便覧（大阪工業大学大学院学則）」）。

1-3 目的の学内周知

目的は、学内構成員に向けては教職員、大学院学生等に配付する『大学院便覧』に掲載し、また、入学試験合格者履修説明会、新入生ガイダンス時及び履修ガイダンス

時にも教職員、学生等に周知を図っていると判断できる（点検・評価報告書3頁、大阪工業大学ホームページ、資料1-1「2017年度大学院便覧（大阪工業大学大学院学則）」、資料1-5「2017年度大学院知的財産研究科入学試験合格者履修説明会資料」、資料1-6「2017年度大阪工業大学専門職大学院新入生ガイダンス資料」、資料1-7「2017年度大阪工業大学専門職大学院在学生履修ガイダンス資料」）。

1-4 目的を実現するためのアクション・プランの策定

固有の目的を実現するために、年度初めに研究科長が固有の目的に基づき「知的財産専門職大学院－今後の運営方針－」を策定し、所属教員及び職員により構成される各種委員会（企画委員会、教務委員会、入試委員会、広報（HP）委員会、就職委員会、研究委員会、国際交流委員会）等を通じてその運営方針に沿った活動を研究科全体として実施している。

上記「知的財産専門職大学院－今後の運営方針－」は、4月に開催する第1回の研究科委員会（当該研究科所属の全教員が出席）において議論・周知するとともに、第1回の合同連絡会議（当該研究科の全教員と各部教員の全員が出席）においても知的財産学部・大学院知的財産研究科所属の全教員に周知している。

2017（平成29）年度の運営方針では、特に「6. 入学者数の推移と入学者確保のための施策」について、現状の課題を明確にした上で、今後の方向性として、①学内進学者を中心とした堅実な入学者の確保、②他大学の学生への訴求、③留学生（特に中国）の開拓、④社会人学生への訴求の強化、が挙げられ、さらに、各方針についての方策が掲げられている（点検・評価報告書4～8頁、資料1-8「知的財産専門職大学院－2017年度の運営方針－」）。

1-5 特色ある取組み

知的財産は学際的で多面的なものであるとの認識に基づいて、育成しようとする知的財産専門人材が備えるべき知識・能力を、「法的観点」「実務的／技術的な観点」「国際的な観点」「ビジネス的な観点」という4つの観点から幅広く捉え、これを教育課程表における主要4領域に対応させようと企図しており、さらに、養成すべき人材像として「専門職業人」を念頭に置き、「卒業後の職業人生におけるダイナミックな自己成長も含めてのガイダンスを分かりやすく示す」ために、「イノベーション支援人材」「グローバル知財人材」「知財マネジメント人材」という3つ（そして完成形の「オールラウンド人材」を入れると4つ）の人材像を設定している。こうした企図・取組みは特色といえることができる（点検・評価報告書9、10頁、大阪工業大学ホームページ、資料1-2「2018年度知的財産専門職大学院パンフレット」）。

2 教育内容・方法・成果 (1) 教育課程・教育内容

(1) 知的財産専門職大学院基準の各評価の視点に関する概評

2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明文化並びに学生への周知

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、『イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門職業人を養成する』との教育目標に即して、専門職学位課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、授業や研究活動を通じて、4つの能力（①知的財産の保護と活用に関する実務知識をイノベーションに適用することができる、②知的財産に関する法律知識を知的財産の保護と活用に関する業務に適用することができる、③国際的な知的財産に関する知識をグローバルな企業活動に適用することができる、④知的財産のビジネス利用に関する知識を知的財産マネジメントの業務に適用することができる）の到達状況を総合的に見て高度な専門職業人にふさわしいと判断できる学生に対して修了を認定し、知的財産修士（専門職）の学位を授与する」と定めている。これは前回（2013（平成25）年）の本協会の知的財産専門職大学院認証評価の結果での指摘を踏まえ、具体的・体系的に明文化・改善されており、また、その内容が『大学院便覧』等複数の媒体により、学生に周知が図られている点について、大きな前進が認められる。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、教育目標を実現するために、基幹法領域、イノベーション支援領域、グローバル領域、ビジネス領域、分野横断領域、研究領域の6領域を体系的に編成する旨等が明文化されており、その内容は、『大学院便覧』等の複数の媒体により学生に周知が図られている（資料1-1「2017年度大学院便覧（ディプロマ・ポリシー/学位授与方針）」、資料1-2「2018年度知的財産専門職大学院パンフレット（教育方針）」、知的財産専門職大学院ホームページ）。

2-2 教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成

教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成については、まず「知的財産権法制度」については「基幹法領域」と「イノベーション支援領域」で、「知的財産戦略、知的財産活用、R&Dマネジメント、企業経営などの専門的な知識、思考力、分析力、表現力等」については「ビジネス領域」でそれぞれ対応している。「グローバルな視野を持つ交渉力のある知的財産分野のプロフェッショナルな人材を養成する」点については、「グローバル領域」により対応している。また、「高い職業倫理観の涵養を図る」科目については、それに特化した科目はないものの、カリキュラム全体の履修過程で涵養されるとしている。

次に、「知的財産分野の人材養成に共通の基盤となる科目」については、「基幹法領域」の「知的財産法基礎科目群」5科目及び「グローバル領域」の「知的財産関連条

約科目群」2科目を配置しており、「基礎知識を展開発展させる科目」としては、「イノベーション支援領域」の「知的財産法実務科目群」4科目及び「基幹法領域」の「知的財産法応用科目群」7科目を配置している。また、「広い視野を涵養する科目」として、「ビジネス領域」10科目を配置し、「グローバルな視野」を身につけるため「グローバル領域」に「外国知的財産法科目群」及び「国際知的財産活用科目群」として7科目を配置している。さらに、「知的財産実務技能を修得させる実践的科目」として、「イノベーション支援領域」の「知的財産保護実務科目群」2科目、「知的財産活用実務科目」1科目、「情報検索科目群」1科目、「特定技術分野実務科目群」2科目、「技術系科目群」3科目の合計9科目を配置している。

教育課程の系統的・段階的な編成については、学生による履修が系統的・段階的に行われるよう、自身のキャリア目標、入学時の到達度、関心分野に応じた履修方法を提示しているほか、1年次前期の履修指導教員やゼミ担当教員による履修指導を別途実施している。また、主要4領域の科目については各領域の最低必要履修単位数を設定することでバランスよく履修できるようにしている。さらに、産業界からの要望にしたがい「知的財産保護実務科目」（イノベーション支援領域）を選択必修科目としており、文系出身者に対しては、科学技術の知識を修得可能とする「技術系科目群」（イノベーション支援領域）より1科目を選択推奨科目（修了要件外）としている。

したがって、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋である点に留意し、教育課程を体系的に編成していると判断される（点検・評価報告書14～21頁、資料1-1「2017年度専門職大学院便覧」、資料1-2「2018年度知的財産専門職大学院パンフレット」、知的財産専門職大学院ホームページ）。

2-3 「知的財産推進計画」、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程編成への配慮

知的財産推進計画や社会からの要請への対応については、知的財産推進計画に掲げられた重要な項目を踏まえて教育課程を毎年改定している。また、産業界からの要望にしたがい選択必修科目として「知的財産保護実務科目」（イノベーション支援領域）を配置し、学術の発展動向への対応としては、先端的なトピックスを扱う「現代知的財産制度特論」（分野横断領域）を配置している。加えて、各学生のニーズに沿った履修プランの設計が可能な体制を敷き、弁理士を志望する学生に対しては、弁理士国家試験一部免除に対応した教育課程を用意し、社会人学生には、無理なく教育課程を修了できるよう平日授業の昼夜同一授業開講制を採用している。さらに、学生と教員の意見交換会を年2回実施し、学生の意見を教育課程に反映させている。

したがって、「知的財産推進計画」、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断される（評価の視点2-2(3)、点検・評価報告書22、23頁、資料1-1「2017年度大学院便覧」、資料1-2「2018

年度知的財産専門職大学院パンフレット」、資料 2-1「2017 年度知的財産研究科知的財産専攻授業時間割」、資料 2-2「学生と教員との意見交換会<実施概要>」、知的財産専門職大学院ホームページ)。

2-4 各授業科目の単位数の適切な設定

講義形式の授業については、15 時間の授業時間をもって 1 単位、演習形式の授業については 15 時間または 30 時間で 1 単位、実験については 30 時間または 45 時間で 1 単位、講義・演習・実験を組み合わせる授業については 15 時間から 45 時間の範囲で 1 単位としており (学則第 22 条)、大学設置基準 (第 21 条) に合致している。

また、各学期ともに授業週 15 週と試験週 1 週、その他行事で 3 週の計 35 週で運用しており、大学設置基準 (第 22、23 条) に合致している。

したがって、各授業科目の単位数を、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して適切に設定していると判断される (資料 1-1「2017 年度大学院便覧 (大阪工業大学大学院学則)」、資料 2-3「2017 年度大阪工業大学大学院知的財産研究科行事日程表」、知的財産専門職大学院ホームページ)。

2-5 履修科目登録の適切な上限設定

1 年間に履修登録できる単位数の上限については、「大阪工業大学大学院学則」第 28 条 2 項において、40 単位と定めている。また、1 年次より指導教員を配置し、学生個々の志望、修学状況、社会人学生の勤務状況等を考慮して、1 年次における履修登録単位数を原則 36 単位以下となるよう指導している。しかしながら、修了要件の履修単位数も 40 単位であることから、在籍期間 1 年で特別研究を除き修了要件を満たすことが可能となっており、現実にそのような学生が存在することもあり、バランスのよい履修を促すための上限設定の見直しが望まれる (点検・評価報告書 25 頁、資料 1-1「2017 年度大学院便覧」、大阪工業大学ホームページ、追加提出資料 No. 8 履修登録単位数一覧)。

2-6 他の大学院又は入学前において修得した単位等の認定方法の適切性

他の大学院において修得した単位や入学前に修得した単位については、16 単位を上限に当該研究科で修得した単位として認定することができる (学則第 27 条)。また、入学前に修得した単位の単位認定にあたっては、出身大学院のシラバス・学生便覧等 (修得科目の講義内容と、教育課程表、科目ごとの週授業時間数、年間授業日数、1 コマの授業時間が明記されたもの) により認定を希望する授業科目に対応するか否かを確認し、教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意している。これまでに他の大学院において履修した授業科目について単位認定したケースはないが、当該研究科の科目等履修制度によって履修した授業科目について単位認定した例があ

る。

したがって、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位または当該研究科に入学前に修得した単位を入学後に当該研究科で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に沿って、当該研究科の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていると判断される（点検・評価報告書 26 頁、資料 1-1「2017 年度大学院便覧」、資料 2-4「2017 年度単位認定の手引き（知的財産研究科）」、大阪工業大学ホームページ）。

2-7 課程修了の要件の適切性

教育課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数については、①専門職学位課程の標準修業年限は 2 年とする、②専門職学位課程において修了に必要な単位を 40 単位とする、③知的財産研究科専門職学位課程の履修方法は、特別研究（必修）4 単位に加え、指定領域ごとの必要単位数を含めた 36 単位とするとしている。

したがって、課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していると判断される（大阪工業大学ホームページ、資料 1-1「2017 年度大学院便覧（大阪工業大学大学院学則）」）。

2-8 課程修了認定の基準・方法の学生への明示

課程修了の要件、必要な修得単位数等については「大阪工業大学大学院学則」で定め、『大学院便覧』やホームページに掲載しているほか、入学前の履修説明会、新入生ガイダンス、在学生向けの履修ガイダンスを通じて学生に周知している。

したがって、課程の修了認定の基準・方法の一部を学生に対して明示していると判断される。ただし、学位授与方針の 4 つの能力に関する到達基準が必ずしも明確ではない点について改善に向けた検討が望まれる（評価の視点 2-7、点検・評価報告書 28 頁、資料 1-1「2017 年度大学院便覧」、資料 1-5「2017 年度大学院知的財産研究科入学試験合格者履修説明会資料」、資料 1-6「2017 年度大阪工業大学専門職大学院新入生ガイダンス資料」、資料 1-7「2017 年度大阪工業大学専門職大学院在学生履修ガイダンス資料」、大阪工業大学ホームページ）。

2-9 在学期間の短縮の適切性

在学期間の短縮は行っていない。

2-10 在学期間の短縮の基準・方法の学生への明示及び適切な運用

在学期間の短縮は行っていない。

2-11 授与する学位の適切性

「大阪工業大学学位規定」に基づき、専門職学位課程を修了した者に対し、「知的財産修士（専門職）」の学位を授与している。

したがって、知的財産分野や当該知的財産専門職大学院の教育内容にふさわしい学位名称を設定していると判断される（点検・評価報告書 29 頁、資料 1-1「2017 年度大学院便覧（大阪工業大学学位規定）」）。

2-12 特色ある取組み

知的財産は学際的で多面的なものであるとの認識に基づき、「法律的」「実務的／技術的」「国際的」「ビジネス的」の4つの観点から授業を提供するとともに、60 科目の選択肢を用意している点は評価できる。今後は 60 科目の幅広い科目を前提に、4つの能力分野で着実にスキルアップできるしくみを特色として検討していくことが望ましい。それが結果として、グローバルな視点を持ち、イノベーションを支援する知財マネジメント人材や弁理士の輩出につながることを期待する（点検・評価報告書 30、31 頁、資料 1-1「2017 年度大学院便覧」、資料 1-2「2018 年度知的財産専門職大学院パンフレット」、知的財産専門職大学院ホームページ（弁理士試験支援制度））。

(2) 問題点

- 1) 在学生が1年間に履修登録できる単位数の上限を 40 単位と定めているが、修了要件の履修単位数も 40 単位であることから、在籍期間 1 年で特別研究を除き修了要件を満たすことが可能となっており、バランスのよい履修を促すための上限設定の見直しが望まれる（評価の視点 2-5）。

2 教育内容・方法・成果 (2) 教育方法

(1) 知的財産専門職大学院基準の各評価の視点に関する概評

2-13 履修指導、学習相談の適切性

履修指導については、入学に先立って履修指導教員を定め、各人の志望動機に対応した履修科目を選定する履修モデルの内容説明から、1 年次、2 年次の授業時間割に至るまでを行っている。また、入学後の新入生ガイダンスと 1 年次前期の在籍期間中、履修指導教員が履修指導を行うとともに、1 年次後期から 2 年次における特別研究担当教員を定めて、きめ細かい指導を徹底しているほか、2 年次進級時に全体的な履修ガイダンスも実施して遺漏のないようにしている。加えて、各科目担当教員が授業の前後に SNS により、予習の指示や質問の受付を行うシステムを構築している。さらに、2017（平成 29）年度からは、メディア授業（多様なメディアを利用した遠隔授業）を実施している。

したがって、学生に対する履修指導、学習相談を、学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていると判断される（点検・評価報告書 32 頁、資

料1-5「2017年度大学院知的財産研究科入学試験合格者履修説明会資料」、資料1-6「2017年度大阪工業大学専門職大学院新入生ガイダンス資料」、資料1-7「2017年度大阪工業大学専門職大学院在学履修ガイダンス資料」、資料2-5「実践的知財教育モデルの開発支援WEBサイト操作マニュアル教員編」。

2-14 インターンシップ・実習等の実施に関する守秘義務への対応及び学生への指導の適切性

一般学生を対象としてインターンシップを実施する場合、受入先、大学、学生の三者間で協定を締結し、協定書の中で守秘義務に関する事項を明記し、学生に対して十分な指導をしている。また、インターンシップは選択制で、希望者に受入れ企業等を斡旋し実施している。さらに、派遣学生から署名捺印した秘密保持誓約書をインターンシップ開始前に受入れ企業に提出することを必須としている。

したがって、インターンシップ・実習等を実施する場合、守秘義務等に関する仕組みを明文化し、適切な指導を行っている判断される（資料2-6「知的財産インターンシップに関する協定書（企業用・特許事務所用）」、資料2-7「秘密保持誓約書（企業用・特許事務所用）」、資料2-17「大学院科目インターンシップ説明会資料2016」、資料2-18「2016年度インターンシップ評価」）。

2-15 授業科目における学生数の適切な設定

入学者数が30～35名程度であることに鑑み、月曜から金曜の平日開講科目は原則として昼夜2クラス制で実施している。平日昼間開講科目（大宮キャンパス）は約20人の一般学生を、夜間開講科目（梅田キャンパス）は約10人の社会人学生を対象としており、適切な規模となっている。また、土曜開講科目（大宮キャンパス）は、一般学生と社会人学生を合わせて最大38名のクラス編成となっているものの、大宮キャンパスにおける大学院講義室2教室で問題なく対応できている。

したがって、学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげる上で適当な人数となっている判断される（点検・評価報告書34頁、資料2-8「2016年度受講者統計一覧（知的財産研究科）」）。

2-16 実践的な教育の充実に向けた適切な教育方法や授業形態の採用

高度な専門的職業人を養成するため、体系的なカリキュラムに基づいて、授業科目の内容、受講者の特性、レベルに応じ、事例研究、双方向・多方向で行われる討論、その他の方法（例えば、グループ学習、ケースメソッド、シミュレーション、インターンシップ等）で適切に配慮した授業を行っており、その具体的な講義方法についてはシラバスに記載している。各科目においては、受講学生の人数が比較的少人数であり、討論等を交えた実践的な授業形態となっている。

したがって、目的を達成し得る実践的な教育を充実させるために、適切な教育方法や授業形態を採用していると判断される（点検・評価報告書 35 頁、資料 1-1「2017 年度大学院便覧」、知的財産専門職大学院ホームページ（知的財産研究科－カリキュラムおよびシラバス（カリキュラムの詳細）））。

2-17 遠隔授業を行う際の授業科目の設定

2017（平成 29）年度から全 60 科目中 36 科目（60%）については、記録形式または同時双方向形式のいずれかによるメディア授業を導入している。なお、36 科目は実際にメディア授業履修実績のある科目数ではなく、申請に応じてメディア授業による履修に対応することができる科目数である。対象とする授業科目は、面接授業と同等の効果を有しメディア授業による履修に対応可能なものに限定している。実際にメディア授業により履修した学生数と科目数は、13 名 8 科目（IT 知的財産特論、アジア知的財産法特論、意匠法要論、医薬特許特論、知的財産技術経営特論〈基礎〉、著作権法要論、電気電子要論、リサーチリテラシー）であり（2017（平成 29）年 5 月）、メディア授業による履修で合格した者の成績の平均値は、面接授業による履修で合格した者の成績の平均値と同程度であり（2018（平成 30）年 2 月）、教育効果が期待できることが確認されている。

対面授業のコンテンツをそのままメディア授業に転換することが適当かどうかについての方針は以下の通りである。①実験、実習、実技による授業：「実験」、「実習」、「実技」の場合は、教員と学生の双方が、授業を行う教室に同時に在室する必要性が高いため、メディア授業には適さない。②現地調査による授業：「現地調査による授業」は教室等ではなく現地で実施することを前提としているため、メディア授業の実施は困難。③講義による授業：「講義」形式の授業は、最も一般的な授業の方法であり、同時双方向形式のメディア授業によっても、あるいは記録形式のメディア授業によっても、面接授業に相当する十分な教育効果を上げることが可能。④演習による授業：「演習」の明確な定義はないが、一般に演習とは、教員の講義とともに、学生も討議や発表等を行いつつ指導を受ける授業形態のことと理解されている。学生による討議や発表を含むため、その量や内容に応じて、また授業の内容や進め方に応じて、同時双方向形式で実施すべき場合と、記録形式でも十分な教育効果が得られる場合がある。個々の科目の授業内容や授業の進め方に応じて、十分な教育効果があると認められる場合に限って、適切なタイプのメディア授業を実施。⑤事例研究による授業：講義形式、演習形式、実習形式等のいずれで行うこともできる。したがって、授業の内容や進め方によって、もっぱら同時双方向形式に適したものと、記録形式にも適したものがある。個々の科目の授業内容や授業の進め方に応じて、面接授業と同等の十分な教育効果があると認められる場合にのみメディア授業を実施。メディア授業を行う場合も、記録形式のメディア授業と同時双方向形式のメディア授業のいずれが十分な教育効果があ

るかを考慮して形式を選択する。⑥討論・質疑応答による授業：「同時双方向形式」のメディア授業であれば面接授業と同内容の授業が実施できると考えられるが、記録形式のメディア授業には適していない。

したがって、遠隔授業では、教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としてると判断される（点検・評価報告書 36～38 頁、資料 2-1「2017 年度知的財産研究科知的財産専攻授業時間割」、資料 2-9「メディア授業の実施マニュアル（教職員向け）2017 年 4 月 6 日版」、知的財産専門職大学院ホームページ（知的財産研究科－カリキュラムおよびシラバス（カリキュラムの詳細）））。

2-18 通信教育による授業を行う際の授業科目の設定

通信教育を実施していないため、該当科目なし。

2-19 学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等の設定

平日の昼間は一般学生を対象に大宮キャンパスにおいて、9 時 20 分から 18 時 10 分までの時間帯で 1 時限から 5 時限まで設定されており、夜間授業は社会人学生の通学を考慮して梅田キャンパスにおいて、16 時 50 分から 21 時 40 分の時間帯で 5 時限から 7 時限まで設定されている。また、平日開講科目は同一科目を原則昼夜開講しており、社会人学生の履修に支障の無い体制を敷いている。また、大宮・梅田両キャンパス間の移動時間を考慮して、無理のない授業時間設定としている。

したがって、授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していると判断される（点検・評価報告書 39 頁、資料 1-1「2017 年度大学院便覧」、資料 2-1「2017 年度知的財産研究科知的財産専攻授業時間割」）。

2-20 授業計画等を明示したシラバスの作成

各授業担当教員がシラバスに各授業科目の講義内容、講義方法、講義計画、評価方法、評価基準、教材、受講心得を記載し、ホームページにも公開している。

したがって、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等が概ね明示されたシラバスを作成していると判断される（点検・評価報告書 40 頁、知的財産専門職大学院ホームページ（知的財産研究科－カリキュラムおよびシラバス（カリキュラムの詳細）））。

2-21 シラバスに従った適切な授業の実施

授業をシラバスに従って適切に実施することが求められていることを各教員が認識し、シラバスが作成されており、シラバスに従った授業の実施状況については、学生による授業アンケートにより確認している。また、シラバスの内容を変更する場合は、事前に教員から受講学生に周知することを教員に会議体等で伝えられている。

したがって、授業をシラバスに従って適切に実施しており、また、シラバスの内容を変更した場合、学生に対してその旨を適切に明示していると判断される（点検・評価報告書 40、41 頁、資料 2-10「授業アンケート様式」、知的財産専門職大学院ホームページ（知的財産研究科－カリキュラムおよびシラバス（カリキュラムの詳細）））。

2-22 成績評価の基準・方法の策定及び明示

成績評価の基準は、「大阪工業大学大学院学則」第 30 条で定めており、『大学院便覧』に「①学業成績の表示と評価基準について」として記載し、周知している。各授業科目の評価は、担当教員が授業内容等に応じて定め、シラバスに明記しており、授業の受講にあたって事前に確認するよう学生に指導している。各科目のシラバスは研究科ホームページで公開し、外部からも参照することができ、また、各授業の初回に授業計画に加え、成績評価の基準・方法について受講生に説明するとともに、授業期間中においても学生の質問に答えるなどして周知している。さらに、GPA 制度についても、「大阪工業大学大学院学則」で定められ、『大学院便覧』に記載し、周知している。

したがって、成績評価の基準を策定し、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示していると概ね判断される。ただし、シラバスにおける成績評価の方法については、「どのような観点で評価するかについて（その評価割合も含め）」明示していない科目が一部見受けられる点については、改善が望まれる（点検・評価報告書 41、42 頁、資料 1-1「2017 年度大学院便覧」、知的財産専門職大学院ホームページ（知的財産研究科－カリキュラムおよびシラバス（カリキュラムの詳細）））。

2-23 成績評価の客観的かつ厳格な実施

成績評価は、「大阪工業大学大学院学則」第 30 条に定めた成績評価基準に基づき、各授業担当者はシラバスに記載の評価方法等によって行っている。この成績評価基準や科目ごとの評価方法等は、『大学院便覧』及びホームページに掲載し明示している。

特別研究における論文の評価については、評価方法として、指導教員が主査となり、他に副査を付けて論文の審査に当たっており、論文の発表時には指導教員に加え、副査ではない他の大学院教員が論文の内容を聴取している。また、評価項目と項目別構成比は、研究における取り組み（10%）、論文の内容（70%）、発表の内容・態度（20%）となっている。こうした評価方法、評価割合、評価基準はシラバスに明示し履修ガイダンスにおいて周知している。

しかしながら、授業における出欠席の確認を各担当教員にゆだねている点は改善が望まれる。

以上より、成績評価の客観的かつ厳格な実施が概ねなされていると認められる（点検・評価報告書 43 頁、資料 1-1「2017 年度大学院便覧」、知的財産専門職大学院ホームページ（知的財産研究科－カリキュラムおよびシラバス（カリキュラムの詳細）））。

2-24 成績評価の客観性及び厳格性を担保するための適切な仕組みの導入

成績評価の客観性及び厳格性を担保するための適切な仕組みとして、成績確認制度を設けており、学生は成績に疑義がある場合、担当教員に成績確認を申し出ることができる制度となっている。成績確認依頼があった場合、担当教員は一定期間内に当該学生の成績を再調査し、結果を研究科事務室に提出する必要がある、学生からの成績確認依頼と確認の結果は、研究科全教員に情報提供される仕組みになっている。このように成績評価において、評価の客観性及び厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するなどの措置は取れるようになっている。

したがって、成績評価においては、評価の客観性及び厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みが導入されていると認められる（点検・評価報告書 44 頁、資料 2-11 「成績確認願様式」）。

2-25 FD体制の整備及びその実施

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）については、全教員を対象に毎年「FD研修会」を開催し、授業の内容・方法の改善を図っている。また、学期中に適宜授業公開を実施し、教員が授業を相互に参観し報告書に「評価できる事項」「参考になった事項」「改善推奨事項」等を記載することになっており、この報告書を授業担当教員にフィードバックすることで、授業内容・方法の改善を図る体制をとっている。加えて、「知的財産研究会」や「関西知財セミナー」を実施し、知的財産に関するさまざまなテーマで第一人者を招請して講演をお願いしているほか、「知的財産専門研究会」という内部研究会を開催することで各教員の研究内容の共有を図っている。

したがって、授業の内容・方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）を整備し、かつ、実施していると判断される（点検・評価報告書 44、45 頁、資料 2-12 「教員研修会配付資料」、資料 2-13 「過去のFD活動項目」、質問事項に対する回答及び分科会報告書（案）に対する見解）。

2-26 教員の実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上

新任教員に対しては、就任前に関係授業科目の聴講・参観を求め、授業を参観することで教育指導能力の向上、実務上の知見の充実に努めている。また、実務家教員や研究者教員の専門的研究、研鑽を深め知見の充実に努めるため、研究成果を発表・刊行する論文集『知的財産専門研究』への寄稿、学内の「知的財産専門研究会」での発表、関連団体による学外向けの研究会やセミナーなどにおける発表の機会を設けている。

したがって、教員の教育上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めている

と判断される（点検・評価報告書 45 頁、資料 2-14「知的財産専門研究（第 1 号～第 18 号目次）」）。

2-27 学生による授業評価

全学で授業アンケート制度を導入し、学生による授業評価を行っている。授業評価の結果については、教員コメントを付しアンケート実施の翌週以降に学生に公表しており、各授業担当教員は、この仕組みを自己の授業内容・方法の改善に役立てている。また、アンケート結果については、全体の集計結果とともに研究科長や専攻幹事などの関係者間で共有され、教員評価等の参考にするなどしており、教育の改善に有効に機能している。また、2014（平成 26）年度から授業アンケートと成績評価結果を学内イントラネットにより共有化を図っている。

したがって、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表するとともに、教育の改善につなげる仕組みを整備していると判断される（点検・評価報告書 45、46 頁、資料 2-15「授業アンケート実施要領」、資料 2-16「2016 年度前期・後期授業アンケート集計結果」）。

2-28 F D 活動の有効性

全学的な取組みとして、授業アンケートに加え、「F D・S D フォーラム」や教職員研修及び初任教員向け研修を実施している。これらの F D 活動は、授業改善に直結する内容で実施されており、研究科教員が他の学部・研究科の教員と合同で実施することで授業改善等に効果が発揮されている。

したがって、F D 活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能していると判断される（資料 2-12「教員研修会配付資料」、資料 2-13「過去の F D 活動項目」）。

2-29 特色ある取組み

教育方法上の特色ある取組みとして「実務貢献型のインターンシッププログラム」があげられる。当プログラムでは、インターンシップの派遣前から一貫して担当教員が関わり、派遣先の選定段階から派遣先企業・学生との個別相談を実施しており、担当教員は学生の希望を前提に適性も考慮して派遣先を決める。また、派遣中も学生は、日々の実務研修内容について守秘義務を侵さない範囲で SNS を利用し日誌としてインターンシップ担当教員に報告し指導を受ける。SNS には派遣先企業等の担当者も参加しており、教員は企業等とも綿密に連携を図っている。さらに、当プログラムをより実効あるものにするため、準備学習として実務知識と能力を涵養する授業科目「知的財産専門実務特論」を開設し、実務経験が豊富な実務家教員が、知財実務経験のない学生に対して、特許調査方法、特許明細書の読解、特許庁への権利化手続等に至るまでをインターンシップ受講の条件として履修させている。

教育方法上のもう一つの特色として、多くの国際交流機会の提供があげられる。大学が費用（1人あたり約80万円）を負担して、米国ワシントン大学ロースクール先端知的財産研究センター（CASRIIP）の夏期集中講座プログラムに学生を派遣している。また、台湾の6大学（世新大学、高雄第一科技大学、雲林科技大学、虎尾科技大学、台湾科技大学、台北科技大学）と学術交流協定を締結し、毎年、夏期と春期に渡航費を大学が負担して学生を派遣している。加えて、「インターンシップ」においても、海外インターンシップ制度を導入し、台湾の特許事務所に1名について1カ月間派遣している。さらに、夏期集中講座「比較知的財産法特論」（英語）に、海外から約30名の学生を招き、在学生との交流の機会を提供している。また、国際協力機構（JICA）、世界知的所有権機構（WIPO）経由で招聘している海外研修員に対して、学生が長期にリサーチアシスタントとして支援する機会を持たせている。さらに、知的財産英語関連科目（知的財産実務英語、リーガルイングリッシュⅠ・同Ⅱ）以外に、Language Learning Center（LLC）でネイティブ教員を複数配置し、学生が実務英語力（プレゼンテーション、ディスカッションなど）の向上のために、課外授業として参加する制度を設けている。

教育方法の改善についての特色としては、教員同士による授業参観を通じた授業改善があげられる（点検・評価報告書47～49頁、資料2-17「大学院科目インターンシップ説明会資料2016」、資料2-18「2016年度インターンシップ評価」、資料2-19「2016年度夏期集中講義スケジュール」、知的財産専門職大学院ホームページ（インターンシップ、夏期集中講義、国際交流・教育））。

（2）問題点

- 1）シラバスについて、評価方法（評価の視点や割合）が明示されていない科目があるため、改善が望まれる（評価の視点2-22）。
- 2）授業における出欠席の確認を各担当教員にゆだねている点は改善が望まれる（評価の視点2-23）。

2 教育内容・方法・成果（3）成果

（1）知的財産専門職大学院基準の各評価の視点に関する概評

2-30 教育成果の評価

教育成果については、主に就職の観点から修了生の進路として、個々人の就職先企業を把握するのみならず、全体的な就職率、就職先の採用職種、就職先の業種、中堅・大企業等就職比率などを分析している（点検・評価報告書50頁、資料1-1「2017年度大学院便覧」、資料1-2「2018年度知的財産専門職大学院パンフレット」、知的財産専門職大学院ホームページ（就職実績））。

2-31 教育成果の検証とその活用

「修了者の進路状況に関する情報」を把握・分析し、同時にその前提として、「学位の授与状況」も把握・分析し、研究科委員会において報告し、教育内容・教育方法の改善について教員間で議論し改善を図っている。ただし、教育成果としては、就職先や弁理士試験合格者数の提示に終わっており、今後は、修了生に対する満足度調査の継続的实施等の施策により、教育内容・方法とその成果の関係について検証していくことが望ましい（点検・評価報告書 50、51 頁、基礎データ（表 1）、資料 1-1「2017 年度専門職大学院便覧」、資料 1-2「2018 年度知的財産専門職大学院パンフレット」）。

(2) 問題点

- 1) 就職の観点から教育成果の評価を行っているということではあるが、今後は、就職の観点のみならず、修了生に対する満足度調査等様々な方法を用いて教育成果を測定・評価し、その結果を教育内容・方法の改善につなげていくことが望まれる（評価の視点 2-31）。

3 教員・教員組織

(1) 知的財産専門職大学院基準の各評価の視点に関する概評

3-1 専任教員数に関する法令上の基準の遵守

研究科に所属する専任教員数は 13 名であり、設置基準上必要専任教員数の 12 名を上回る専任教員を擁している。内訳は、実務家教員 12 名、教育上または研究上の業績を有する教員 1 名である。

また、当該研究科に限って専任教員とされるものである（点検・評価報告書 55 頁、基礎データ（表 2）、資料 1-2「2018 年度知的財産専門職大学院パンフレット」、知的財産専門職大学院ホームページ（専任教員））。

3-2 法令上必要とされる専任教員数における教授の数（専任教員数の半数以上）

専任教員 13 名のうち 11 名は教授であり、法令上必要とされる専任教員数の半数以上が教授で構成されているため、法令上の要件は充足している（点検・評価報告書 56 頁、基礎データ（表 2）、資料 1-2「2018 年度知的財産専門職大学院パンフレット」、知的財産専門職大学院ホームページ（専任教員））。

3-3 教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備

専任教員は、「専門職大学院設置基準」第 5 条における要件（1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者、のいずれか）を満たしており、高度の指導能力を備えていると認められる。具体的には、専任教員とし

て任用される者は、「大阪工業大学大学院教員選考規定」第5条の2の規定に該当するものとしている。同規定では、1. 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者、2. 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、3. 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者、と定められており、担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導力があると認められる者と規定されている。このような基準を充足する者を対象として書類、教育歴、面接等を実施し、担当専門分野に関する高度の指導能力については特別講義などを依頼して確認しており、選考過程において指導能力の確認が必要程度行われている(点検・評価報告書 56、57 頁、資料 1-2「2018 年度知的財産専門職大学院パンフレット」、資料 3-1「大阪工業大学大学院教員選考規定」、知的財産専門職大学院ホームページ(専任教員))。

3-4 法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数(5年以上の知的財産分野における実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員が概ね3割以上の割合)

法令上必要とされる専任教員数の概ね3割以上は、5年以上の知的財産分野における実務の経験を有しており、基準を満たしている。具体的には、専任教員13名中、実務家教員は12名であり、いずれも企業または特許庁等での就業経歴があり、知的財産に関わる実務に5年以上の実務経験を備えており、高度の実務能力を有していると認められる(点検・評価報告書 57、58 頁、資料 1-2「2018 年度知的財産専門職大学院パンフレット」、知的財産専門職大学院ホームページ(専任教員))。

3-5 各科目における専任教員の適切な配置

「知的財産分野の人材養成に共通の基盤となる科目」としては、「基幹法領域」における「知的財産法基礎科目群」5科目及び「グローバル領域」における「知的財産関連条約科目群」2科目の計7科目を配当している。これら7科目については専任教員が担当している。

「基礎知識を展開発展させる科目」としては、「イノベーション支援領域」において「知的財産法実務科目群」の4科目を配当している。これら4科目のうち3科目については専任教員が担当し、1科目については専任教員と非専任教員が共同担当している。また、「基幹法領域」の「知的財産法応用科目」7科目については、1科目を専任教員が担当し、残りの6科目については非専任教員が担当している。これは「基礎知識を展開発展させる科目」のうちより応用的で高度な内容であるため、外部の教員を含めて広く適した者に授業の実施をお願いしていることの結果であると認められる。

「広い視野を涵養する科目」としては、「ビジネス領域」において計10科目を配当し、「グローバル領域」において「外国知的財産法科目群」として6科目を配当している。これら16科目のうち、専任教員が単独で担当しているのは6科目であり、2科目

については専任教員が共同担当をしている。残りの8科目については非専任教員のみが担当しているが、これは「広い視野を涵養する科目」であるため、外部の教員を含めて広く適した者に授業の実施をお願いしていることの結果であると認められる。

「理論を重視する科目」としては、基幹法領域においては「一般法律科目」の4科目が該当するが、これは当該大学知的財産学部にも所属する法律専門の専任教員が担当している。また、グローバル領域においては「国際法一般科目」の1科目が該当するが、これは研究科にも所属する国際法を専門とする専任教員が担当している。

「実践を重視する科目」としては、イノベーション支援領域における知的財産保護実務科目の2科目、知的財産活用実務科目の1科目、情報検索科目の1科目、特定技術分野実務科目群の2科目、技術系科目群の3科目の合計9科目が該当するが、このうち7科目は研究科の専任教員（実務家教員）が担当し、残りの2科目を外部の実務家が担当している。

以上から、知的財産分野の人材養成に共通の基盤となる科目や広い視野を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目については、専任教員を適切に配置していると認められる。また、当該分野において理論を重視する科目及び実践を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していると認められる（点検・評価報告書 59、60 頁、資料 1-2「2018 年度知的財産専門職大学院パンフレット」、資料 3-1「大阪工業大学大学院教員選考規定」、資料 3-2「教員担当科目一覧」、知的財産専門職大学院ホームページ（専任教員））。

3-6 専任の教授又は准教授の科目配置、兼担・兼任教員が担当する場合の基準・手続の適切性

「教育上主要と認められる授業科目」は、全授業科目の全般にわたるものと位置づけ、大半の科目に専任教授や准教授を配置している。知的財産の専門家になるために必要最低限の知識能力を涵養する観点から、特に「教育上主要と認められる授業科目」に位置づける科目については、次の通りである。基幹法領域における知的財産法基礎科目群の5科目については、全科目を専任教員が担当している。イノベーション支援領域における知的財産法実務科目の4科目、知的財産保護実務科目の2科目、情報検索科目の1科目の合計7科目については、5科目については専任教員が担当し、1科目については専任教員が共同担当し、残りの1科目については、その分野で経験の深い非専任の実務家教員が担当している。グローバル領域における知的財産関連条約科目群の2科目、外国知的財産法科目群のうちの米国特許法特論とアジア知的財産法特論の2科目の合計4科目については、4科目とも専任教員が担当している。ビジネス領域における「知的財産経営戦略特論（基礎・応用）」と「IPビジネス契約特論」の合計3科目については、2科目については専任教員が担当し、残りの1科目についてはその分野で経験の深い非専任の実務家教員が担当している。研究領域における特別

研究1科目については、ゼミ形式で指導するため担当教員数は14名であり、そのうち13名は専任教員、1名が非専任の現役実務家である。

以上から、教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授を配置していると認められる。また、兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は適切な基準・手続によって行われていると認められる（点検・評価報告書60、61頁、資料1-2「2018年度知的財産専門職大学院パンフレット」、資料3-2「教員担当科目一覧」、知的財産専門職大学院ホームページ（専任教員））。

3-7 専任教員の年齢構成

専任教員の年齢構成は、40歳代2名、50歳代6名、60歳代5名となっており、全教員の平均年齢は57歳である。目的として掲げる知的財産分野は、きわめて専門的な性格を持つために、深い知識と長い経験を有する者を専任教員として採用することから年齢層が高めとなっていることを勘案すれば、年齢構成は概ね適切と認められる（点検・評価報告書61、62頁、基礎データ（表3））。

3-8 職業経歴、国際経験等の多様性や性別のバランスを考慮した教員構成

教員は、特許庁や文化庁などにおける知財関連の専門官庁の出身者及び大手企業における知財部門の出身者を中心に、実務経験が豊富で国際経験も有する者から構成されている。また、産業界のさまざまな業種と官庁から多様な職業経歴を有している教員を配置しており、国際経験が豊富な教員も13名中6名を数える（点検・評価報告書62頁、資料1-2「2018年度知的財産専門職大学院パンフレット」、知的財産専門職大学院ホームページ（専任教員））。

3-9 教員組織の編制方針及びこれに基づく教員組織編制

教授、准教授、講師、助教や客員教員、任期付き教員等の教員組織編制のための基本方針が設けられており、それに基づいた教員組織編制がなされている。

毎年、学部長会議で学長から、教員組織の基本方針、期待する教員像、採用・昇任候補者の選考などの方針が示される。この学長方針のもと、目的を実現し得るに適う教員を確保することを教員組織編制の基本方針として、これに基づいて教授中心に教員組織を編制している（点検・評価報告書63頁、資料1-2「2018年度知的財産専門職大学院パンフレット」、知的財産専門職大学院ホームページ（専任教員））。

3-10 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程の整備及びその公正な運用

教員の任用（募集、採用、昇任）にかかる基準や手続は「任用規定」のほか、「大阪工業大学教員選考基準」「大阪工業大学大学院教員選考規程」「特任教員規定」「客員教員規定」に明確に定め、これらに基づき運用されている。また、教育上の指導能力に

関しては、採用時（公募時）には教育業績を含めた業績書に加え、教育に関するレポートにより評価している。さらに、全学的に実施している教員活動評価結果を昇格の判断資料として活用している。任用の手続は上記の基準・評価のもと、「知的財産研究科教員選考委員会」の議を経て、学長から理事長に上程されている（点検・評価報告書 63、64 頁、資料 3-1「大阪工業大学大学院教員選考規定」、資料 3-3「任用規定」、資料 3-4「大阪工業大学教員選考基準」、資料 3-5「大阪工業大学知的財産研究科教員選考委員会規定」、資料 3-6「特任教員規定」、資料 3-7「客員教員規定」、資料 3-8「教員活動評価の基本方針（学部長会議資料）」）。

3-11 専任教員の教育研究活動等を適切に評価する仕組みの整備

専任教員の教育研究活動等を適切に評価する仕組みとして教員評価制度が導入されており、これは専任教員を対象に毎年 1 回、前年度の教育・研究活動を評価するもので、各教員自身が自己評価書の提出を行い、研究科専攻幹事、研究科長がこれを評価し、これらを学長に提出する仕組みが整備されている。評価項目は、①教育、②研究、③大学運営、④社会貢献の 4 分野であり、それぞれの評価に占める割合は、教授の場合には教育 40%、研究 25%、大学運営 25%、社会貢献 10%としており、准教授・講師の場合には教育 40%、研究 35%、大学運営 20%、社会貢献 5%と、職階に応じて適正な割合としている。また、教育研究活動をはじめ著しい活躍、貢献をした教員に対して「大阪工業大学知的財産研究科教員表彰規定」に基づき表彰する制度も設けられている（点検・評価報告書 64 頁、資料 3-9「2016 年度大阪工業大学教員活動評価表」、資料 3-10「大阪工業大学大学院知的財産研究科教員表彰規定」）。

3-12 特色ある取組み

教員組織の特色として、特許庁、文部科学省、民間企業等出身の実務家教員を多数擁している点があげられる（点検・評価報告書 58、65 頁、資料 1-2「2018 年度知的財産専門職大学院パンフレット」、知的財産専門職大学院ホームページ（専任教員））。

4 学生の受け入れ

(1) 知的財産専門職大学院基準の各評価の視点に関する概評

4-1 学生の受け入れ方針の設定及びその公表

固有の目的に即した学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）としては、「知的財産研究科では、時代の要請に応じて、『イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門職業人』を養成する。このために自らのキャリアと能力形成に意欲的であって、惜しみなく努力する人を広く求めます。」と定め、求める人材像として、「研究成果、ノウハウ、デザイン、ブランドなどのイノベーションの種を知

的財産として保護し活用することにより、企業等においてイノベーションを実現することをめざす人」、「知的財産法に関する高度な法律的知識に基づいて弁理士等の高度の専門資格を取得し、知的財産の保護と活用の業務を行うことをめざす人」、「知的財産の国際的な保護と活用に関する知識を身に付け、企業活動等のグローバル化を推進することをめざす人」及び「企業経営における知的財産の役割や活用方法等に関する知識を身に付け、知的財産のビジネス利用をめざす人」の4つをあげており、これらは『2018 年度知的財産専門職大学院パンフレット』やホームページにおいて適切に公表している。

また、学生の受け入れ方針に則った人物像を確認するために、入学試験前に入学希望者のうち希望する者に対して所属教員が個別面談を随時実施しているほか、所属教員と職員が参加する説明会を年2回開催し、さらにはオープンキャンパスも開催しており、それらを通じて学生の受け入れ方針の周知は十分になされているものと評価できる。

なお、前回2013（平成25）年度の知的財産専門職大学院認証評価において、学生の受け入れ方針について、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と連関した方針とする必要性を指摘されたことについては、真摯に受け止め、学則を改正し、学生の受け入れ方針をはじめとする3ポリシーを相互に整合性を取りながら再策定しており、改善が認められる（資料1-2「知的財産専門職大学院パンフレット」、大阪工業大学ホームページ、知的財産専門職大学院ホームページ（教育方針、入試について））。

4-2 選抜方法及び選抜手続の設定並びにその公表

一般入試、社会人入試のいずれも年間4回の入学選考を行っており、その選考方法は、面接試問及び書類審査（一般入試、社会人入試のいずれも、成績証明書及び小論文〔1500字～2500字、課題は、①知的財産に関し関心を持ったテーマの概要、関心を持った理由及びそれについての考え、又は②知的財産に関する学修を通じて身に着きたい成果及びそれを活用した中長期的なキャリア〕の提出を求め、社会人入試については加えて業歴書の提出を求めている。）を行うものであって、その旨を適切に公表している。

判定方法は、研究科長、専攻幹事の指揮下で複数の教員からなる試験委員のチーム（通常は2名1組）を形成し、書類審査のうえで、面接試問を実施している。面接では、小論文の内容を確認するとともに必要事項について試問を行い、4段階評価による合否の一次判定のうえで、研究科長及び専攻幹事により予審を行い、予審結果をもって研究科委員会での審議に代えることとしており、このことについては、研究科委員会で審議し承認を得ている。その後、予審結果が入試部を経て学長に提出され、学長の承認を得ることで最終的な合否が決定される。

このように入学選考の手続きは適切に設定され、公表されている（点検・評価報告

書 66、67 頁、資料 1-2「知的財産専門職大学院パンフレット」、資料 1-4「大学院募集要項」、知的財産専門職大学院ホームページ（入試について）、質問事項に対する回答及び分科会報告書（案）に対する見解）。

4-3 学生の適切かつ公正な受け入れ

入学者選抜に当たって国籍、出身学部による区別、社会人か一般学生かによる区別は一切しておらず、客観的な入学試験とその手続による入学者選抜を実施しており適切である。ただし、2014（平成 26）年度、2015（平成 27）年度及び 2017（平成 29）年度は、志願者が全員合格しているようであり、適切な入学者選抜となるよう慎重な運用が求められる（点検・評価報告書 66、67 頁、基礎データ（表 5））。

4-4 障がいのある者への配慮

入学試験において、障がいのある者に対する特別な仕組みや体制等は整備されていないが、個別の相談に応じ、可能な範囲で対応がされており、そのことは学生募集要項にも適切に記載されている（点検・評価報告書 68 頁、資料 1-4「2018 年度大学院学生募集要項」）。

4-5 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理

過去 5 年度の 5 月 1 日現在の入学者数は 25 人～39 人、在籍学生数は 52 人～71 人である。年度により倍率に変動があり、直近 2017（平成 29）年度における入学定員に対する入学者数の比率は 1.30、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.18 と最高であるものの、入学定員に対する入学者数、収容定員に対する在籍学生数は概ね適正な範囲で管理されていると認められる（点検・評価報告書 68 頁）。

4-6 入学者選抜の実施体制とその検証

評価の視点 4-2 に前述した通り、入学者選抜に当たって研究科長、専攻幹事の指揮下で、書類選考、論文採点、口頭試問等について、試験委員チーム（通常 2 名 1 組）を形成して合否の一次判定を行い、さらに研究科長と専攻幹事による予審をもって研究科委員会での合否についての審議結果としている。その後、予審結果が入試部を経て学長に提出され、学長の承認を得ることで最終的な合否が決定されている。当該大学知的財産学部からの内部進学者の選抜についても同様である。

したがって、学長、学部長・研究科長、入試部門長による全学的な学生募集方針策定のもと、学生募集及び学生の受け入れ方針、選抜基準・方法等の学生受け入れの具体的あり方について、研究科委員会で審議・決定しており、入学者選抜の方法について定期的に検証し、その結果を改善に結びつけていると認められる（点検・評価報告書 69 頁、資料 4-1「入試役務分担表」、資料 4-2「大阪工業大学大学院知的財産研究科委

員会規定」、質問事項に対する回答及び分科会報告書（案）に対する見解）。

4-7 特色ある取組み

学生の受け入れについては、以下の特色ある取組みを行っており、評価できる。

①社会人の受け入れ

（平日昼夜同一授業開講、土曜日開講、メディア授業、長期履修制度、科目等履修生度。在籍者に占める社会人の比率は約 20%（2017（平成 29）年 5 月 1 日現在）

②早期進学制度

（知的財産学部生として 3 年以上在学し、研究科への進学を希望している者で、学部の定める卒業要件を満たし、かつ、優秀な成績を修めたと認めた場合に、学部長が推薦し、教授会の議を経て卒業を認め、研究科の入学試験に合格したうえで、大学院へ早期に進学することができるもの）

③留学生の受け入れ

（中国、台湾、韓国などにおいて知財分野での勤務経験がある社会人を中心とした留学生を受け入れている。また、英語による夏期集中講義に台湾等の提携大学から 20 名以上の院生を短期留学生として受け入れている。）

他方で、上記の早期進学制度を利用した学部からの早期進学者（上記②）の割合が相対的に大きくなると（直近の 2017（平成 29）年度で約半数）、もう一つの特色である社会人（上記①）や留学生（上記③）の比率を下げることとなってしまう、入学者の多様性を損なうおそれもないわけではない（点検・評価報告書 69～71 頁、資料 4-3「大阪工業大学学則」）。

5 学生支援

(1) 知的財産専門職大学院基準の各評価の視点に関する概評

5-1 学生生活に関する相談・支援体制の整備及び効果的な支援の実施

学生生活に関する相談・支援については、学生部学生課で行っており、受け付けた相談内容に応じ、学業等に関することであれば大学院の学生担当委員に、対人関係、性格の悩み、心の相談等については心理カウンセラー（予約制）や心療内科医などに、健康に関することは保健室に取り次ぐこととしている。

このような情報はホームページに掲載しているほか、ガイダンス等において学生に周知している。また、相談取扱い時間は学生部学生課が 9:00～18:30 までの間に対応する一方、保健室での学生相談は月曜から金曜日に各カウンセラー、診療内科医ごとに相談時間帯を設定している。なお、社会人大学院学生に対しては、梅田キャンパスにおける夜間の授業時間帯ではなく、必要に応じて平日を主体とする上記の時間帯で対応する旨を説明している。

また、教員による学生生活に関する相談・支援体制も入学時から 1 年次前期におい

ては、履修指導教員が、また1年次後期から2年次においては、「研究基礎」・「特別研究」担当ゼミ教員が同じく個別に相談に乗り、教員による支援体制も適切に整備し、効果的に行っていると評価できる。

以上から、学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていると認められる（点検・評価報告書72頁、大阪工業大学ホームページ）。

5-2 各種ハラスメントに関する規程と相談体制の整備及び学生への周知

「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」等のハラスメントに関しては、人権侵害に該当するものとし、人権侵害に対応するためにハラスメントに関する相談員による相談窓口（大宮キャンパスの保健室、教務課、学生課に各1名）を設けている。またこのような情報は、『大学院便覧』、ホームページに掲載して周知している。加えて、相談内容や名前等のプライバシーが守られること、相談することが相談者の不利にならないとされている。

他方で、各種ハラスメントに関する規程は、学園全体としての「人権侵害防止委員会規定」「学校法人常翔学園行動規範」「学校法人常翔学園学術研究倫理憲章」「学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン」「人権侵害の防止に関する規定」、大学としての「大阪工業大学人権侵害防止委員会規定」「大阪工業大学学生懲戒規定」に概括的に設けられてはいるものの、ハラスメント被害の申立てや救済に関する具体的な手続や基準については設けられていない。そのため、ハラスメントの相談がなされた場合に具体的にどのような調査等がなされるのか、また、相談内容や名前等のプライバシーが守られること、相談することが相談者の不利にならないとする点を、具体的にどのような制度・プロセスで実現しているのか、といった事項は必ずしも明らかではなく改善が望まれる。加えて、相談員が受けた相談や苦情は、その内容や対象者に関わらず委員会幹事、委員長及び学長に報告されとか、調査の結果認定されたハラスメント行為の性質や程度に関わらず調停案の策定や調停がなされるとの説明もあり、適切な救済がなされることが制度的に担保されているのかについて、疑問があるため、見直しも含めた検討が望まれる（資料1-1「2017年度大学院便覧」、大阪工業大学ホームページ、質問事項に対する回答及び分科会報告書（案）に対する見解）。

5-3 奨学金などの経済的支援に関する相談・支援体制の整備

学生への経済的支援に関しては、学生部学生課が対応している。奨学金制度は、大阪工業大学大学院学内奨学金（給付型）、日本学生支援機構奨学金、その他地方公共団体、民間団体等奨学金などがあり、これらの受給相談等に個別に応じている。また、緊急に現金が必要となった学生に対しては貴大学独自の「学生貸付金」（無担保・無利息の短期貸付制度）も提供している。

したがって、奨学金などの経済的支援についての相談・支援体制を適切に整備して

いると判断される（資料 1-1「2017 年度大学院便覧」、資料 5-1「大阪工業大学大学院学内奨学規定」、資料 5-2「2017 年度大学院奨学生出願要領」、大阪工業大学ホームページ）。

5-4 障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制の整備及び支援の実施

障がいのある者の受け入れは少ないが、講義棟には、身体障がい者用のトイレ、エレベーターが設置されているほか、食堂、図書館等の施設にもエレベーターが設置されており、バリアフリー化が図られている。

梅田キャンパスにおいても、スロープ、エレベーター、エスカレーターの設定等により、バリアフリーが図られている。

留学生に対しては、学生部学生課における住居の紹介、各種奨学金や学生貸付金の紹介、外国人登録や医療関係事項などの在留手続きの指導などが行われている。

社会人に対しては、平日（月～金曜日）昼間の授業に加えて、同じ授業（実務演習領域・科学技術領域を除く）を夜間（6～7時限）に梅田キャンパスで開講し、土曜日にはコア・デイとして大宮キャンパスにおいてフルタイムで開講し、仕事と勉学の両立を図りながら教育課程を修了することができる昼夜開講体制を採用している（資料 1-1「2017 年度大学院便覧」、資料 1-2「2018 年度知的財産専門職大学院パンフレット」、資料 5-4「留学生活の手引き」、学校法人常翔学園ホームページ（学生用宿舎「国際会館」））。

5-5 進路に関する相談・支援体制及び把握体制の整備

進路選択等に係る相談・支援体制としては、就職部就職課において、在籍大学院学生を対象に、個別に志望に応じてきめ細かく必要な情報の収集・管理・適用、ガイダンス、指導、助言を行っているほか、約 80%に当たる一般学生（有職社会人ではない）を対象に、「インターンシップ」科目を配置し、派遣先にも貢献する実務貢献型のインターンシップとして運用している。また、ゼミ担当教員による進路支援として、論文の作成のために担当するゼミ教員が進路選択等においても個別にゼミ所属院生にきめ細かく指導を行っており、就職部就職課にて収集した求人情報を教員と大学院学生の双方で共有している。さらに、研究科独自の組織的な支援として、個別面接指導や多数の企業等関係者や特許事務所弁理士を招いた企業懇談会、就職希望大学院学生の修学成果発表や進路の懇談のほか、就職講演会や企業懇話会も実施している。

修了生の進路等を把握する体制については、修了時に進路などを把握するためのアンケートである「修了・卒業後の連絡先等調査票」を記載してもらうことで、修了生の進路等の把握に努めている（点検・評価報告書 75、76 頁、資料 5-5「大阪工業大学生のための就職活動ハンドブック 2018」、資料 5-6「大阪工業大学就職委員会規定」、資

料 5-7「過去3年間の企業懇談会実績」、質問事項に対する回答及び分科会報告書（案）に対する見解）。

5-6 特色ある取組み

学生支援の特色ある取組みとしては、大学側の費用負担による海外短期留学制度を整備し、米国ワシントン大学ロースクール先端知的財産研究センター（CASRIIP）の夏期集中講座プログラムに毎年2名程度の大学院学生を派遣し、大学が1人あたり約80万円を負担しているほか、台湾の提携大学に毎年、夏期または春期に5名程度の大学院学生の渡航費を貴大学が負担して派遣している。

また、国際交流支援として、複数の大学院学生がリサーチアシスタント（有給）として、国際協力機構（JICA）、世界知的所有権機関（WIPO）経由で招聘している研修員の支援を行うことができる機会を整えており、英語力と国際感覚を身につける機会となっている。

そのほか、弁理士試験支援プロジェクトとして、大学側が講師料を負担して弁理士試験受験対策講座を無料で開催し、一次（短答式）試験受験者にはその受験料相当額の補助を、一次試験合格者には奨励金の支給や最終試験合格者には特別奨励金の支給を行っている。さらに、教員との意見交換として、学生の意見を汲み取り、運営に生かすべく、学生意見交換会を年2回各学期に開催しているほか、上記評価の視点5-5において記載した就職支援を行っている（点検・評価報告書76、77頁）。

(2) 長所

- 1) 学生の就職に関して、インターンシップを含む手厚い支援を行っており、これが高い就職内定率に繋がっていると高く評価できる。またグローバル人材の育成のための国際交流支援は、目的に照らして、高く評価できる（評価の視点5-5、5-6）。

(3) 問題点

- 1) 各種ハラスメントに関する相談体制は整備されているが、各種ハラスメント被害の申立てや救済に関する具体的な手続や基準についての規程は設けられていない。そのため、ハラスメントの相談がなされた場合に具体的にどのような調査等がなされるのか、また、相談内容や名前等のプライバシーが守られること、相談することが相談者の不利になることがないとする点を、具体的にどのような制度・プロセスで実現しているのか、といった事項は必ずしも明らかではないので、各種ハラスメントに関する具体的かつ適切な規程の整備を進めることが望ましい（評価の視点5-2）。

6 教育研究等環境

(1) 知的財産専門職大学院基準の各評価の視点に関する概評

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備

大宮キャンパスでは、研究科の専用施設として、36名収容可能な大学院講義室が2室あり、入学定員30名と科目等履修生を加えた履修者数に対応できる状態である。また、天井付プロジェクター、AV設備、模擬法廷をイメージした教卓、LAN端末及びプリンターなどの設備を整備しているほか、メディア授業に対応した授業収録システムを設置しており、机は可動式で対論式の講義にも対応できるようになっている。さらに、院生研究室には3室合わせて80名分の個人用ブースを整備しており、各ブースにはLAN端末、電源、鍵付き引出しがあり、個人専用ロッカーとプリンターも整備している。大学院セミナー室としては4室を設けており、天井付プロジェクターのほかAV設備、LAN端末を整備、机は可動式で対論式訓練に対応した仕様である。梅田キャンパスについても、講義室は天井付プロジェクターのほか、AV設備・授業収録システムを設置している。

以上から、講義室、演習室その他の施設・設備を研究科の規模及び教育形態に応じて適切に整備していると認められる（点検・評価報告書79、80頁、資料1-2「2018年度知的財産専門職大学院パンフレット」、大阪工業大学ホームページ、知的財産専門職大学院ホームページ（施設））。

6-2 学生用スペースの整備と効果的な利用

大宮キャンパスでは、学生の自主的学習環境として、院生研究室3室と大学院セミナー室4室を整備している。自習室となる院生研究室には個人用専用ブースを用意し、各ブースにはLAN端末、電源、鍵付き引出しがあり、別に個人専用ロッカー、プリンターも整備している。グループ討論の環境としては、大学院セミナー室、大学院講義室を講義等で使用時以外はオープン利用を可能としている。

院生研究室は土曜日を含め夜間22時まで利用可能であり、希望に応じてゴールデンウィーク期間、夏期休暇中等休日の使用も認めて効果的に利用されている。梅田キャンパスにおいても、必ずしも大宮キャンパスと同等の学習環境とはなっていないものの、学生が自主的に学習できる図書館等の学習環境を有している。

以上から、学生が自主的に学習できる自習室、学生相互の交流のための環境を整備し、効果的に利用されていると認められる（点検・評価報告書80、81頁、資料1-2「2018年度知的財産専門職大学院パンフレット」、大阪工業大学ホームページ、知的財産専門職大学院ホームページ（施設））。

6-3 障がいのある者のための施設・設備の整備

大宮キャンパス内に身体障がい者用のトイレを設置するとともに、エレベーターを

設置し、建物内をバリアフリー化している。また、食堂、図書館等学生が通常利用する主な施設にもエレベーターを設置し、バリアフリー化を図っている。さらに、公共交通機関での通学が困難な学生には自動車通学を認め、駐車専用スペースの提供を行っている。梅田キャンパスに関しても、スロープ、エレベーター、エスカレーターの設置等により、バリアフリーが図られている。

したがって、障がいのある者のための施設・設備を整備しているといえる（評価の視点5-4、点検・評価報告書81頁）。

6-4 情報インフラストラクチャーの整備

教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーについては、大学院講義室は、天井付プロジェクターのほか、授業収録システム、AV設備、LAN端末、プリンターなどの設備を整備し、無線LANも提供している。院生研究室には3室合わせて80名分の個人用ブースを整備し、各ブースにはLAN端末、電源、プリンターを整備しており、大学院セミナー室は、天井付プロジェクターのほかAV設備、LAN端末を整備している。また、大学院教員室は個室（一部共用あり）であり、パソコン、ゼミテーブル、その他教育研究に必要な備品を整備し、LAN端末から大学内の教育研究系ネットワークを通じてインターネットが利用できる。さらに、文献保管室の設置パソコンも外部データベースサービスへアクセスすることもでき、CD-ROM 資料などを閲覧することもできる。梅田キャンパスについても、講義室は天井付プロジェクターのほか、AV設備を設置しているうえ、学内無線LANを提供し、インターネット接続環境を提供している。これらのサポート体制としては、各キャンパスに情報センターを設置しており、学生・教職員のIT全般に関するヘルプデスクとしての役割も担っている。

したがって、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備しているといえる（点検・評価報告書82頁、資料1-1「2017年度大学院便覧」、大阪工業大学ホームページ、質問事項に対する回答及び分科会報告書（案）に対する見解）。

6-5 教育研究に資する人的支援体制の整備

知的財産研究科事務室を設置して専任職員を配置し、授業レジュメ、教材の印刷等において事務室職員がサポートを行う体制となっている。また、学部・研究科内の情報インフラについては、学部所属教員が管理運営を行っている。さらに、情報科目の一部ではティーチング・アシスタント（TA）を採用して授業補助を行っている。なお、梅田キャンパスについては、知的財産学部事務室職員により授業準備、学生対応などのサポートを行っている。

したがって、教育研究に資する人的な支援体制を整備しているといえる（点検・評

価報告書 83 頁)。

6-6 専任教員の授業担当時間の適切性

「専任教員の授業担当時間に関する規定」が設けられ、担当授業時間の過重による教育効果の低下及び研究の阻害を防止するため、1週間あたりの担当時間に上限（教育職員 26 時間）が設けられており、授業担当時間の適正化が行われている。

しかしながら、教員間の授業担当時間には差（最小 9.0 時間、最大 20.4 時間）が生じており、改善が望まれる（点検・評価報告書 83、84 頁、基礎データ（表 3）、資料 6-2 「専任教員の授業担当時間に関する規定」、質問事項に対する回答及び分科会報告書（案）に対する見解）。

6-7 専任教員への個人研究費の適切な配分及び個人研究室等施設の整備

専任教員の個人研究費は、2017（平成 29）年度では一律 15 万円、その他研究助成金として 1 人あたり 11 万円の年額合計 26 万円を配分しており、かつ、使用状況に個人差があるため不足する場合は必要により予算残額から流用等することで対応している。

また、大学院教員室は個室（一部共用あり）であり、パソコン、ゼミテーブル、その他教育研究に必要な備品を整備しているほか、文献保管室、文献保管庫には知的財産関連の図書、学術雑誌を集中的に保存、データベースや CD-ROM 資料など閲覧するためのパソコンも設置しており、専任教員に対する個人研究室等施設の整備など十分な教育研究環境を用意している。

以上により、専任教員への個人研究費の適切な配分及び個人研究室等施設の整備はなされていると評価できる（点検・評価報告書 84 頁、資料 6-3 「2017 年度大学院個人研究費配分表」）。

6-8 専任教員の教育研究活動に必要な機会の保障

目的が知的財産にかかる高度専門職業人の養成であるゆえに、高度な専門性や実務経験豊富な教員を擁しており、こうした教員の教育研究活動に必要な機会が得られるよう、授業時間は過度な負担とならないよう配慮している。また、各教員は研究成果を当該研究科が発行する論文集『知的財産専門研究』へ寄稿するとともに、学会への参加と発表等、教育研究活動に必要な機会が与えられていると認められる。

他方で、専任教員に、サバティカル（研究専念期間）の機会が確保されていない点については、研究を充実させる観点からも、今後の課題である（点検・評価報告書 85 頁）。

6-9 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備

知的財産専門職大学院の教員並びに院生専用図書館は、大学院講義室、院生研究室

から近い1号館10階に文献保管室(約135㎡)、文献保管庫(約29㎡)を設置し、大学図書館とは独立した運用を行っている。ここでは、知的財産関連の図書、判例集、加除式法令集、電子媒体など約12,300点を知的財産関連の学術雑誌約70種(和雑誌43種、洋雑誌31種)などと集中的に保存している。また、オンラインデータベースやCD-ROM資料などを閲覧するためのパソコン3台を配置しており、国内外の主要知的財産・法学関連データベースを検索することが可能である。さらに、図書の貸し出しも可能であるほか、各大学院学生にコピーカードを用意し、室内で文献複写も可能である。利用時間は平日(土曜日を含む)夜間20時までとし、専用の職員も配置している。

このほか、大学図書館(本館・分館)に図書約40万冊、雑誌3,140タイトル、視聴覚資料約12,800タイトルを所蔵している。これ以外にも外部データベース、電子ジャーナル等にキャンパス内の各端末からアクセスでき、最新の情報が入手できる。

以上から、図書館(図書室)には知的財産専門職大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備していると認められる(点検・評価報告書85、86頁、資料6-4「大学院知的財産関連収集文献一覧」、資料6-5「知的財産学部文献保管室利用にあたって」)。

6-10 図書館の利用規程や開館時間

文献保管室は、授業期5時限終了後も利用できる体制をとっている。また、大学図書館も長時間使用可能となっており(大宮本館:月~金9時~21時、土9時~19時、枚方分館:月~金9時~19時、土9時~17時)、大学院学生への貸出は1ヶ月以内の期間で10冊以下となっている。

したがって、図書館(図書室)の利用規程や開館時間は、知的財産専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものになっているといえる(点検・評価報告書86頁)。

6-11 特色ある取組み

院生研究室は、教育研究環境上の特色の一つである。そこには、個人用専用ブースを配置し、各ブースにはLAN端末、電源、鍵付引き出しがあり、別途個人専用ロッカー、プリンターも整備されている。また、文献保管室も施設面の特色である。大学図書館とは独立した運用を行うことで、知的財産関連に特化した図書や判例集、電子媒体などを整備することができ、それらは有効に利用されている。

梅田キャンパスの配置も特色の一つである。OIT梅田タワー(大阪市北区茶屋町)にキャンパスを有しており、ロボティクス&デザイン工学部、研究科の教育研究活動の拠点としている。当該研究科でもこれを積極的に活用し、平日夜間に社会人大学院学生向けの授業を開講し、大学院における勉学の利便性を高めている(点検・評価報告書87頁)。

(2) 問題点

- 1) 専任教員間の授業担当時間に偏り（最小9.0時間、最大20.4時間）が生じている点は改善が望まれる。この偏りが生じている理由には、専任教員が兼担している知的財産学部での授業担当時間との調整不足などもあるようだが、授業時間数の適正化については改善報告書検討結果においても示した点であり、引き続き、改善が望まれる（評価の視点6-6）。

7 管理運営

(1) 知的財産専門職大学院基準の各評価の視点に関する概評

7-1 管理運営のための固有の組織体制の整備

「大阪工業大学大学院学則」第53条に基づき、独立の意思決定機関として「知的財産研究科委員会」を設置するとともに、「大阪工業大学大学院知的財産研究科委員会規定」を制定し、管理運営にあたっている。このほか、大学全体の組織である「就職委員会」「学生委員会」「入試委員会」「教務委員会」等に大学院所属委員を選出している。さらに学部・大学院内の各業務を円滑かつ効率的に実施するため、内部委員会として「企画委員会（業務統括）」「教務委員会（教務に関する業務統括＜資格試験対策含む＞）」「入試委員会」「広報委員会」「就職委員会（就職、インターンシップ業務）」「研究委員会」「国際交流委員会」を設置し、7委員会による運営体制を整備している（点検・評価報告書89、90頁、資料1-1「2017年度大学院便覧（大阪工業大学大学院学則）」、資料4-2「大阪工業大学大学院知的財産研究科委員会規定」、資料7-1「大阪工業大学大学院知的財産研究科教務委員会規定」）。

7-2 管理運営に関する規程等の整備及びその運用

管理運営に関しては、「大阪工業大学大学院知的財産研究科委員会規定」を制定し、第3条において同委員会の構成、審議事項、運営等必要な事項を定めている。

したがって、管理運営について関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していると判断される（点検・評価報告書90頁、資料1-1「2017年度大学院便覧（大阪工業大学大学院学則）」、資料4-2「大阪工業大学大学院知的財産研究科委員会規定」）。

7-3 知的財産専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性

研究科長については、「職制に関する規定」第9条別表第1において、「専門職大学院研究科長は、学長を補佐し、その命を受けて教学運営業務を遂行し、研究科内の業務を掌理するとともに、研究科に所属する教育系職員および研究科事務室職員を指揮

監督する。」と定め、任免については、「専門職大学院研究科長の任命は、学長の意見を聴き、理事長が行う。」と定めており、適切に運用しているものと評価できる（点検・評価報告書 91 頁、資料 7-3「職制に関する規定」）。

7-4 知的財産専門職大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担

知的財産専門職大学院と関係する学部として知的財産学部が設置されているが、学部と専門職大学院とは異なる目的を掲げており、異なる意思決定機関として「知的財産研究科委員会」と「知的財産学部教授会」をそれぞれ設けている。一方、同学部との連携については、双方の専任教員が相互に授業を担当しているほか、「早期進学制度」を導入し、知的財産教育の一貫性等の連携が図られている。

学部と大学院の連携については、大学院教員が学部授業（専門系授業の一部、3・4年次演習（卒業研究含む）等）も担当し、また学部教員の一部も大学院授業を担当している。前者は、高等教育機関における知的財産教育の一貫性の観点から、学部から大学院へと基礎教育から専門教育、さらには、より高度な応用性を身につける高レベルの教育へと段階的に学生を指導育成するための体制であり、後者は、知的財産関連法などを未修の研究科入学生に対して基礎から指導育成するための体制である。「早期進学制度」では、互いの専門教育を知悉している両組織の教員が連携することで取り組みが進められている（点検・評価報告書 91、92 頁、資料 1-1「2017 年度大学院便覧（大阪工業大学大学院学則）」、資料 7-3「職制に関する規定」、資料 4-3「大阪工業大学学則」、大阪工業大学ホームページ）。

7-5 企業、その他外部機関との連携・協働

企業からの委託研究・共同研究等の受諾については、学内規程及び学内で制定されている利益相反ポリシー、知的財産ポリシー等に基づいて、学内の独立した機関において恒常的に確認がなされている。インターンシップに関しては、協定書・覚書・秘密保持誓約書を、企業・特許事務所との間で締結しており、締結後の書類を保管している。また、JICAやWIPOを通じた海外からの研修生の受け入れについては、大阪工業大学とJICAやWIPOとの間で業務委託契約書を締結し、締結後の書類は適切に保管されている。そのほか、台湾の6大学とは交流協定書を締結しており、学生等の交換受け入れ、共同研究等について取り決めを行っている。外部団体との連携については、近畿経済産業局、大阪商工会議所、日本知的財産協会、大阪発明協会、大阪府工業協会、弁理士会（近畿支部）などとの間で、共同のセミナーの開催や講師派遣などの提携を行っている。

以上の通り、企業その他外部機関との連携・協働等が適切に行われていると認められる（点検・評価報告書 92、93 頁、資料 2-6「知的財産インターンシップに関する協定書（企業用・特許事務所用）」、資料 7-4「学校法人常翔学園委託研究取扱規定」、資料

7-5「学校法人常翔学園学術指導取扱規定」、資料 7-6「学校法人常翔学園奨学寄附金取扱規定」、資料 7-7「学校法人常翔学園学外機関共同研究取扱規定」、学校法人常翔学園ホームページ（知的財産ポリシー、利益相反ポリシー）。

7-6 教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保

大学では、各研究科が設置理念に基づいた教育研究活動を実施するため必要となる財政上の措置をとっている。当該研究科においても、教育研究の進捗状況及びその目標の達成状況に応じて効率的な予算を編成して必要な経費が投入されている。具体的には、在籍大学院学生数及び教員数に応じて年度ごとに研究科の独立した予算として算出・配分されているほか、教員個々が展開する研究活動のための研究助成金も別途配分されている。

したがって、教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めていると判断される（点検・評価報告書 94 頁）。

7-7 事務組織の整備及び職員配置

事務組織として、知的財産学部事務室を兼ねた知的財産研究科事務室を設置し、専任職員 4 名、嘱託職員 2 名、臨時要員 2 名を配置しており、設置形態及び規模に概ね応じた事務組織の整備及び職員配置を行っていることと認められる（点検・評価報告書 94 頁、資料 6-1「組織規定」、資料 7-8「組織図（組織規定より抜粋）」）。

7-8 事務組織と関係組織との有機的な連携及びその運営

当該事務室の組織を基本として、業務の内容に応じて大学内の学長室、学生部、教務部、就職部、入試部、情報センター、図書館、工学部、情報科学部、研究支援センターなど学内組織と連携を取る一方、場合によっては学園本部等（梅田キャンパス事務室を含む）と緊密かつ有機的な連携を取りながら事務処理に当たるとしており、事務組織は関係組織と有機的な連携を図りつつ適切に運営されているものと判断される（点検・評価報告書 95 頁、資料 6-1「組織規定」）。

7-9 特色ある取組み

知的財産研究科と知的財産学部の全所属教員が出席する合同連絡会議を定例的に開催し相互の連絡事項を全教員に周知して共有する等、知的財産学部との連携を積極的に行っていることは、管理・運営上の特色としてあげられる（点検・評価報告書 95、96 頁、資料 7-9「2016 年度合同連絡会議議題一覧」、資料 7-10「2017 年度知的財産学部・研究科内委員会一覧」）。

8 点検・評価、情報公開

(1) 知的財産専門職大学院基準の各評価の視点に関する概評

8-1 自己点検・評価のための組織体制の整備及び自己点検・評価の実施

全学的な組織として「大阪工業大学自己評価委員会」が設けられており、その構成は、「大阪工業大学自己評価委員会規定」に定められている。また、研究科独自の自己評価委員会として「大阪工業大学大学院知的財産研究科自己評価委員会（以下『知的財産研究科自己評価委員会』という。）」を置く旨が「大阪工業大学大学院知的財産研究科自己評価委員会規定」に定められており、その任務として、「自己評価項目の設定および点検」「自己評価の実施」等が示されている。しかしながら、「知的財産研究科自己評価委員会」の実態は、知的財産学部の自己評価委員と協働で、教員による授業参観の企画・実行がメインの業務となっており、研究科における自己点検・評価に関しては、研究科委員会、教務委員会、企画委員会等が担っているということである。加えて、今回の知的財産専門職大学院認証評価受審に際し提出された点検・評価報告書は、研究科執行部数名の分担で作成されているということであった。

以上のことから、自己点検・評価のための組織・規程は整備されているものの、実態が規程に伴っていないとはいえないため、規程に沿った運用となるよう改善が望まれる(点検・評価報告書97頁、資料4-2「大阪工業大学大学院知的財産研究科委員会規定」、資料7-2「大阪工業大学大学院知的財産研究科自己評価委員会規定」、資料8-1「大阪工業大学自己評価委員会規定」、質問事項に対する回答及び分科会報告書(案)に対する見解、実地調査に際しての意見交換)。

8-2 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるための仕組みの整備

認証評価結果等に基づき、自己点検・評価にかかる各委員会(研究科委員会、教務委員会、企画委員会等)において教育研究活動の改善・向上を行うとともに、「認証評価結果」「認証評価基準」「自己点検・評価報告書」をホームページで公表している(点検・評価報告書98頁、資料1-8「知的財産専門職大学院-2017年度の運営方針-」、資料2-19「2016年度夏期集中講義スケジュール」、資料4-2「大阪工業大学大学院知的財産研究科委員会規定」、「平成25年度認証評価結果に対する改善報告書の検討結果について(平成29年3月13日付通知)」、大阪工業大学ホームページ、知的財産専門職大学院ホームページ(国際交流・教育)、質問事項に対する回答及び分科会報告書(案)に対する見解)。

8-3 認証評価機関等からの指摘事項への対応

2013(平成25)年度に本協会の知的財産専門職大学院認証評価を受審し、基準に適合している旨の認定を受けたが、評価結果において、3ポリシー(学位授与方針、教

育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針)が目的に整合的になるように再検討すべき旨の指摘を受けた。また、目的に沿った3ポリシーを策定するためには、まず目的において養成すべき人材像を明確にする必要がある点、またその際、産業界が求める知的財産人材像を踏まえる必要がある点なども指摘された。これらの指摘に基づき、2014(平成26)年度に「大阪工業大学大学院学則」の改定を行い、目的において産業界が求める知的財産人材像を明確化すべく、「大阪工業大学大学院学則」第3条第4項の「研究科及び教育研究上の目的」を改正し、また、この固有の目的の改定に合致するように教育課程表についても大幅な改定を行った。こうした点については、「改善報告書」からも確認することができ、前回知的財産専門職大学院認証評価において指摘した事項において、いまだ改善を要する点はあるものの、認証評価機関からの指摘事項に関しては、改善に向けて取り組んでいるものと認められる(点検・評価報告書99頁、大阪工業大学ホームページ、質問事項に対する回答及び分科会報告書(案)に対する見解)。

8-4 組織運営と諸活動の状況に関する情報公開

組織運営と諸活動の状況についてホームページやパンフレットによって学内外に広く公表している。また、各学期の授業アンケート等による評価、大学院学生との意見交換会の結果は学内に公表している。さらに、学校教育法施行規則第172条の2で求められている情報の公表に関してもホームページを用いて広く学内外に行われている(点検・評価報告書99~101頁、大阪工業大学ホームページ、知的財産専門職大学院ホームページ)。

8-5 自己点検・評価の結果の公表

大学ホームページにおいて認証評価結果及び自己点検・評価の結果を公開している。したがって、自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していると判断される(点検・評価報告書101頁、大阪工業大学ホームページ)

8-6 特色ある取組み

特になし

(2) 問題点

- 1) 研究科独自の自己評価委員会として「知的財産研究科自己評価委員会」を設置しているものの、その活動実態は、知的財産学部の自己評価委員と協働で、教員による授業参観の企画・実行にとどまっており、実質的な当該研究科における自己点検・評価に関しては、研究科委員会、教務委員会、企画委員会等が担っているということであるため、各種委員会において規程に沿った運用が行わ

れるよう改善が望まれる（評価の視点8-1）。

以 上